

第四十三回国会 農林水産委員会 議院 議 録 第三号

昭和三十八年二月五日(火曜日)

午前十時二十九分開議

出席委員

- 委員長 長谷川四郎君
- 理事秋山 利恭君 理事田口長治郎君
- 理事丹羽 兵助君 理事山中 貞則君
- 理事足鹿 覺君 理事片島 港君
- 理事東海林 稔君

- 安部晋太郎君 金子 岩三君
- 草野一郎平君 倉成 正君
- 田邊 國男君 寺島隆太郎君
- 中山 榮一君 松浦 東介君
- 松本 一郎君 米山 恒治君
- 角屋堅次郎君 野口 忠夫君
- 安井 吉典君 山田 長司君
- 湯山 勇君

- 出席政府委員
- 農林政務次官 津島 文治君
- 農林事務官 林田悠紀夫君
- (大臣官房長)
- 農林事務官 松岡 亮君
- (農林經濟局長)
- 農林技官 任田 新治君
- (農地局長)

- 委員外の出席者
- 専門 員 岩隈 博君

二月二日

委員伊藤職君辞任につき、その補欠として西村直己君が議長の指名で委員に選任された。

委員西村直己君辞任につき、その補欠として伊藤職君が議長の指名で委員に選任された。

二月四日 委員伊藤職君辞任につき、その補欠

として難尾弘吉君が議長の指名で委員に選任された。

委員難尾弘吉君辞任につき、その補欠として伊藤職君が議長の指名で委員に選任された。

二月一日 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)(予)

二月一日 生産者乳価値下げ反対に関する請願(中島巖君紹介)(第三四一〇号)

同(唐澤俊樹君紹介)(第四〇八号) 同(下平正一君紹介)(第四〇九号) 同(羽田武嗣郎君紹介)(第四一〇号)

同(田中彰治君紹介)(第四九八号) 農業共済組合等の事務費国庫負担増額に関する請願外百三十六件(永井勝次郎君紹介)(第三五〇号)

同外百五十六件(永井勝次郎君紹介)(第四一〇号)

同外百四十一件(永井勝次郎君紹介)(第四二二号)

同外七十八件(永井勝次郎君紹介)(第四六六号)

同外百三十九件(永井勝次郎君紹介)(第五〇七号)

農業災害補償制度改正の早期実現に関する請願外百四十四件(永井勝次郎君紹介)(第三五二号)

同外百八十五件(永井勝次郎君紹介)(第三六六号) 同外百二十九件(永井勝次郎君紹介)(第四二二号)

同(松永東君紹介)(第四四五号) は本委員会に付託された。

二月一日 木炭産業振興に関する陳情書(神戸市生田区下山手通二丁目八番地の二兵庫県木炭生産組合連合会長横山撰治外五名)(第五三三号)

生産者乳価値下げ反対に関する陳情書(栃木県議会議長屋功)(第五四号)

同(太田市議会議長堀江常彦)(第五五号) 同(兵庫県議会議長木下顕太郎)(第五六号)

同(鳥取県議会議長竹中栄)(第五七号) 同(浦和市高砂町三丁目三十七番地埼玉縣農産會議會長足立良平)(第五八号)

同(徳島県議會議長伊東董)(第五九号) 土地改良事業地元負担の軽減に関する陳情書(徳島県議會議長伊東董)(第六〇号)

同(九州地方知事会長大分県知事木下郁)(第六四号)

同(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市長会長高山義三)(第三三四号)

蚕糸業振興対策確立に関する陳情書(仙台市勾当台通二十七番地宮城縣蚕糸協會長谷津儀十郎外三十六名)(第六五号)

木炭産業振興対策確立に関する陳情書(東京都千代田区永田町二丁目一番地全国木炭生産者大会委員長石谷憲男)(第六六号)

農村労働力の流失防止に関する陳情書(全国都道府県議會議長会長東京都議會議長長建部順)(第一四三三号)

林業振興法の早期制定に関する陳情書(全国都道府県議會議長会長東京都議會議長長建部順)(第一四四四号)

水産物の流通改善及び魚価対策確立
に関する陳情書(全国都道府県議
議長会長東京都議会議長建部順(第
一五〇号)

沿岸漁業振興法の早期制定に関する
陳情書(全国都道府県議議長会長
東京都議会議長建部順(第一五一
号)

開折農業第二次振興計画の実施促進
に関する陳情書(全国都道府県議
議長会長東京都議会議長建部順(第
一五二号)

たん水防除事業の強化対策に関する
陳情書(全国都道府県議議長会長
東京都議会議長建部順(第一五三
号)

国営土地改良事業の地方負担金軽減
等に関する陳情書(全国都道府県
議長会長東京都議会議長建部順
(第一五四号)

農業協同組合合併促進のための国庫
補助増額等に関する陳情書(全国都
道府県議議長会長東京都議会議長
建部順(第一五五号)

園芸振興対策確立に関する陳情書
(全国都道府県議議長会長東京都
議会議長建部順(第一五六号)

甘味資源振興に関する陳情書(全国
都道府県議議長会長東京都議会議
長建部順(第一五七号)

農林業振興に関する陳情書(全国都
道府県議議長会長東京都議会議長
建部順(第一五八号)

農業近代化資金に対する利子補給増
額に関する陳情書(全国都道府県議
議長会長東京都議会議長建部順
(第一五九号)

農業構造改善事業に関する陳情書
(全国都道府県議議長会長東京都
議会議長建部順(第一六〇号)

沿岸漁業構造改善対策事業費国庫補
助増額に関する陳情書(東京都千代
田区九段一丁目十四番地全国市長
長高山義三(第三三三三号)

農地転用のための権利移動制限撤廃
に関する陳情書(東京都千代田区九
段一丁目十四番地全国市長長高山
義三(第三三五五号)

農用地等開発道路設置に関する陳情
書(東京都千代田区九段一丁目十四
番地全国市長長高山義三(第三三
六号)

土地改良事業に関する陳情書(東京
都千代田区九段一丁目十四番地全
国市長長高山義三(第三三七号)

農林漁業資金の金利引下げ等に関す
る陳情書(東京都千代田区九段一丁
目十四番地全国市長長高山義三
(第三三八号)

老朽農道橋改修等に関する陳情書
(東京都千代田区九段一丁目十四番
地全国市長長高山義三(第三三九
号)

は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件

農林漁業金融公庫法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第三〇号)

農業近代化資金助成法の一部を改正
する法律案(内閣提出第三二号)

沿岸漁業等振興法案(内閣提出第三
七号)
開拓者資金融通法の一部を改正する
法律案(内閣提出第五四号)(予)

○長谷川委員長 これより会議を開き
ます。

農林漁業金融公庫法の一部を改正す
る法律案、農業近代化資金助成法の一
部を改正する法律案、漁港法の一部を
改正する法律案、沿岸漁業等振興法案
並びに予備審査のため付託になりました
た開拓者資金融通法の一部を改正する
法律案、右各案を一括して議題といた
します。

農林漁業金融公庫法の一部を改正
する法律案
農林漁業金融公庫法の一部を改
正する法律

農林漁業金融公庫法(昭和二十七
年法律第三百五十五号)の一部を次
のように改正する。
第一条第二項中「自作農維持創設
資金融通法」を「自作農維持資金融通
法」に改め、「農地若しくは採草放
牧地を取得し」を削る。

第四条第一項中「千二億七百万円」
を「千二百二十二億七百万円」に改め
る。
第十八条第一項第一号の二中「植
栽の下に又は育成を」と、「資金」の
下に「果樹の育成に必要な資金につ
いては、別表第二の第二号に掲げる
資金のうち果樹の育成に係るものに
限る。」を加え、同号を同項第一号
の三とし、同号の次に次の二号を加
える。

一四 果樹以外の永年性植物で
あつて主務大臣の指定するもの
(以下「指定永年性植物」とい
う。)の植栽に必要な資金(別表
第二の第四号に掲げる資金のうち
指定永年性植物の植栽に係る
ものに限る。)

一五 家畜の購入に必要な資金
(別表第二の第三号に掲げる資
金のうち乳牛又は肉用牛の購入
に係るもの及び同表の第四号に
掲げる資金のうち家畜の購入に
係るものに限る。)

一六 農業経営の改善のために
する農地又は採草放牧地(農地
又は採草放牧地とする土地を含
む。)の取得(その取得にあつた
て、その土地の農業上の利用を
増進するため防風林、道路、水
路、ため池等として利用する必
要がある土地をあわせて取得す
る場合におけるその土地の取得
を含む。別表第二において「農
業経営の改善のためにする農地
等の取得」という。)に必要な資
金を
第十八条第一項第四号の二中「又
は改善」を削り、同号の次に次の
一号を加える。

四の三 林業経営の改善のために
する森林(森林とする土地を含
む。)の取得又は森林の保育その
他の育林に必要な資金であつて
主務大臣の指定するもの
第十八条第二項中「前項各号に掲
げる資金」を「前項第一号、第一号

の三、第二号から第四号の二まで及
び第五号から第八号までに掲げる資
金(同項第一号の三、第五号の二、
第七号及び第八号に掲げる資金につ
いては、別表第二の貸付金の種類の
欄に掲げる資金を除く。))に、「別表」
を「別表第一」に改め、同条第四項を
同条第五項とし、同条第三項中「自
作農維持創設資金融通法」を「自作
農維持資金融通法」に改め、同項を
同条第四項とし、同条第二項の次に
次の一項を加える。
三 農業若しくは沿岸漁業の構造改
善の計画的推進を図り、又は農業
経営の規模の拡大、農業生産の選
択的拡大若しくは林業経営の改善
を促進するために必要なものとし
て別表第二の貸付金の種類の欄に
掲げる資金については、その貸付
けの利率はそれぞれ同表に掲げる
利率によるものとし、その償還期
限及び据置期間はそれぞれ同表に
掲げる償還期限及び据置期間の範
囲内で公庫が定めるところによる
ものとする。

第十八条の二第一項中「第三項及
び第四項」を「第四項及び第五項」
に改め、同条第二項中「別表」を
「別表第一」に改める。
附則第二十二項中「第三項及び第
四項」を「第四項及び第五項」に改
める。

別表の第一号中「第十八条第一項
各号に掲げる資金」を「第十八条第
二項に規定する資金」に改め、同号
の四の二中「又は改善」を削り、同
表を別表第一とし、同表の次に別表
第二として次のように加える。

一四 果樹以外の永年性植物で
あつて主務大臣の指定するもの
(以下「指定永年性植物」とい
う。)の植栽に必要な資金(別表
第二の第四号に掲げる資金のうち
指定永年性植物の植栽に係る
ものに限る。)

一五 家畜の購入に必要な資金
(別表第二の第三号に掲げる資
金のうち乳牛又は肉用牛の購入
に係るもの及び同表の第四号に
掲げる資金のうち家畜の購入に
係るものに限る。)

一六 農業経営の改善のために
する農地又は採草放牧地(農地
又は採草放牧地とする土地を含
む。)の取得(その取得にあつた
て、その土地の農業上の利用を
増進するため防風林、道路、水
路、ため池等として利用する必
要がある土地をあわせて取得す
る場合におけるその土地の取得
を含む。別表第二において「農
業経営の改善のためにする農地
等の取得」という。)に必要な資
金を
第十八条第一項第四号の二中「又
は改善」を削り、同号の次に次の
一号を加える。

四の三 林業経営の改善のために
する森林(森林とする土地を含
む。)の取得又は森林の保育その
他の育林に必要な資金であつて
主務大臣の指定するもの
第十八条第二項中「前項各号に掲
げる資金」を「前項第一号、第一号

の三、第二号から第四号の二まで及
び第五号から第八号までに掲げる資
金(同項第一号の三、第五号の二、
第七号及び第八号に掲げる資金につ
いては、別表第二の貸付金の種類の
欄に掲げる資金を除く。))に、「別表」
を「別表第一」に改め、同条第四項を
同条第五項とし、同条第三項中「自
作農維持創設資金融通法」を「自作
農維持資金融通法」に改め、同項を
同条第四項とし、同条第二項の次に
次の一項を加える。
三 農業若しくは沿岸漁業の構造改
善の計画的推進を図り、又は農業
経営の規模の拡大、農業生産の選
択的拡大若しくは林業経営の改善
を促進するために必要なものとし
て別表第二の貸付金の種類の欄に
掲げる資金については、その貸付
けの利率はそれぞれ同表に掲げる
利率によるものとし、その償還期
限及び据置期間はそれぞれ同表に
掲げる償還期限及び据置期間の範
囲内で公庫が定めるところによる
ものとする。

第十八条の二第一項中「第三項及
び第四項」を「第四項及び第五項」
に改め、同条第二項中「別表」を
「別表第一」に改める。
附則第二十二項中「第三項及び第
四項」を「第四項及び第五項」に改
める。

別表の第一号中「第十八条第一項
各号に掲げる資金」を「第十八条第
二項に規定する資金」に改め、同号
の四の二中「又は改善」を削り、同
表を別表第一とし、同表の次に別表
第二として次のように加える。

別表第二

貸付金の種類	利率	償還期限	据置期間
一 農業経営の改善のために必要な資金 農地等の取得に必要な資金	年四分五厘 (主務大臣の指定するものについては、年四分)	二十二年	三年
二 果樹農業振興特別措置法(昭和三十一年法律第十五号)第五條第一項に規定する資金に該当する資金であつて果樹の植栽又は育成に必要なもの	年五分五厘 (据置期間中は、年五分五厘)	十五年	十年
三 合理的な家畜飼養規模の農業経営を営むため計画的に乳牛又は肉用牛の導入及び畜舎その他の施設の整備等を行なうのに必要な資金であつて、当該家畜の購入に必要なもの又は当該施設に係る第十八条第一項第八号に掲げるものうち、主務大臣の指定するもの	年六分 (据置期間中は、年五分五厘)	十二年	三年
四 農業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するために必要な資金であつて次に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの 果樹又は指定永年性植物の植栽に必要な資金 (一) 家畜の購入に必要な資金 (二) 第十八条第一項第八号に掲げる資金	年三分五厘 (当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行なわれるものである場合には、当該資金については、年六分五厘)	十七年 (果樹の植栽に必要なものについては、十五年)	三年 (果樹の植栽に必要なものについては、十年)
五 林業経営の改善のために必要な資金(森林とする土地を含む。以下同じ)の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの	年四分五厘 (主務大臣の指定するものについては、年四分)	二十五年	—
(一) 森林の取得に係るもの	年五分	二十年	—
(二) 森林の保育その他の育林に係るもの	年五分五厘 (当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行なわれるものである場合には、当該資金については、年七分五厘以内で政令で定める利率)	十五年	二年
六 沿岸漁業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するために必要な資金であつて第十八条第一項第五号の二、第七号又は第八号に掲げるものうち主務大臣の指定するもの	年五分五厘	—	—
七 沿岸漁業者の経営の近代化を図るため漁船の改造、建造若しくは取得又は沿岸漁業に係る生産行程の協業化を計画的に実施するために必要な資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるものうち主務大臣の指定するもの	年五分五厘 (漁船の改造、建造又は取得に係るものについては、年六分五厘)	—	—

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、なお従前の例による。

3 自作農維持創設資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
自作農維持資金融通法

第一条中「農地若しくは採草放牧地を取得し」を削る。

第二条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「農地又は採草放牧地について」を「農地農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地をいう。以下同じ)又は採草放牧地(同項に規定する採草放牧地をいう。以下同じ)について」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とする。

4 果樹農業振興特別措置法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
第五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

理由

農業及び沿岸漁業の構造改善の計画的推進を図り、並びに農業経営の規模の拡大、農業生産の選別的拡大及び林業経営の改善を促進するため、農林漁業金融公庫の業務の範囲を拡

充し、同公庫が貸し付ける一定の資金につき特別に有利の貸付条件を定めるとともに、同公庫に対する政府からの出資金を二百二十億円増額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案
農業近代化資金助成法の一部を改正する法律

農業近代化資金助成法(昭和三十一年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

五 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

政府の助成に係る農業近代化資金の融資機関として銀行その他の金融機関を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁港法の一部を改正する法律案

漁港法の一部を改正する法律

漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項及び第五項を一項ずつ繰り上げ、第六項を削る。

第二十条第二項中「百分の五十」の下に(前条第一項の特定第三種漁港については、百分の六十)を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 第二十条第二項の規定による負担金で昭和三十七年度以前の予算に係るもの(昭和三十八年度以降に繰り越されたものを含む)については、この国の負担割合については、なお従前の例による。

理由

漁港の整備を重点的に実施するため特定第三種漁港の漁港修築事業に要する費用についての国の負担につき特別の割合を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沿岸漁業等振興法案

沿岸漁業等振興法案

(目的)

第一条 この法律は、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進その他沿岸漁業等の近代化と合理化に關し必要な施策を講ずることによ

り、その発展を促進し、あわせて、沿岸漁業等の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができるとを旨とし、その地位の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「沿岸漁業」とは、次の各号に掲げる漁業をいう。

- 一 政令で定める小型の漁船を使用し、又は漁船を使用しないで行なう水産動物の採捕の事業
- 二 漁具を定置して行なう水産動物の採捕の事業(前号に該当するものを除く。)
- 三 水産動物の養殖の事業

2 この法律において「沿岸漁業等」とは、次の各号に掲げる漁業をいう。

- 一 沿岸漁業
- 二 沿岸漁業以外の漁業で、その漁業に係る漁業生産活動の大部分が政令で定める中小漁業者により行なわれているもの

(国の施策)

第三条 国は、第一条の目的を達成するため、沿岸漁業等について、次の各号に掲げる事項に關し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

- 一 水産資源の適正な利用、水産動物の増殖等によつて、水産資源の維持増大を図ること。
- 二 漁港の整備、漁場の整備及び開発、漁業技術の向上等によつて、生産性の向上を図ること。

三 経営規模の拡大、生産行程に於ける協業化、生産性の高い漁業への転換、資本装備の高度化等と漁場の利用の合理化とによつて、経営の近代化を図ること。

四 水産業協同組合が行なう販売の事業の発達改善、水産物(加工水産物を含む。以下同じ)の保蔵及び輸送の施設の整備、水産物の取引の近代化、水産加工業の振興、水産物の生産及び流通の調整等によつて、水産物の流通の合理化、加工及び需要の増進並びに価格の安定を図ること。

五 災害による損失の合理的な補てん等によつて、経営の安定を図ること。

六 教育、試験研究及び改良普及の事業の充実にあつて、近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保を図ること。

七 職業訓練及び職業紹介の事業の充実にあつて、漁村地方における農業、工業等の振興等によつて、沿岸漁業等の経営に係る家計の安定に資するとともに、沿岸漁業等の従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適当な職業に就くことができるようにすること。

八 漁村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、労働関係の近代化等によつて、沿岸漁業等の従事者の福祉の増進を図ること。

2 前項の施策は、地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して講ずるものとする。

(地方公共団体の施策)

第四条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第五条 政府は、第三条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

2 政府は、第三条第一項の施策を講ずるにあつては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならない。

(沿岸漁業等の従事者等の努力の助長)

第六条 国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第四条の施策を講ずるにあつては、沿岸漁業等の従事者又は沿岸漁業等に關する団体がする自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

(沿岸漁業等について講じた施策に關する年次報告等)

第七条 政府は、毎年、国会に、政府が沿岸漁業等について講じた施策に關する報告書及び講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。

(沿岸漁業の構造改善事業)

第八条 国は、沿岸漁業について、都道府県が構造改善事業に關する計画をたてこれに基づき構造改善事業が実施される場合に当該計画の樹立及び実施について助言及び助成を行なう等沿岸漁業に係る構造改善事業が総合的かつ効率的に

行なわれるように必要な援助等の措置を講ずるものとする。

2 前項の構造改善事業は、次に掲げる事項を行なうために必要な事業とする。

- 一 生産性の高い漁業への転換及び漁場の利用関係の改善
- 二 魚礁の設置、養殖漁場の造成等生産基盤の整備及び開発
- 三 集団操業に係る先達漁船の建造、能率的な漁具及び漁ろり装置の設置等経営の近代化のための施設の導入
- 四 水産物の冷凍及び冷蔵のための共同利用施設、水産物共同加工場等水産物の流通及び加工の施設の整備

五 その他沿岸漁業の構造改善に關し必要な事項

(中小漁業の振興)

第九条 国は、第二条第二項第二号に該当する沿岸漁業等の業種でその業種に係る沿岸漁業等につき水産資源の利用、漁船及び漁具、漁ろり装置その他の設備、水産物の取引関係、労働環境等に關し改善を行なつてその振興を図る必要があると認められるものについて、当該改善に係る基本的事項を定め公表するとともに、当該基本的事項に定めるところによりその改善を行なう当該業種に係る中小漁業者及びその者を直接又は間接の構成員とする団体に対し、必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんを行なう等当該業種に係る沿岸漁業等の振興に關し必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び試験研究の充実等)

第十条 国は、沿岸漁業等について、水産資源の維持増大、生産性の向上、水産物の利用及び加工についての技術の改良発達等を図るため、国の試験研究機関の行なう沿岸漁業等に関する調査及び試験研究の事業を充実する等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、沿岸漁業等に関する調査及び試験研究につき、その重複を避け、及びその成果を高めるため、その課題、方法等について他の試験研究機関と協議し、当該調査及び試験研究を他の試験研究機関と協力して実施する等必要な措置を講ずるものとする。

(改良普及の事業に従事する職員等)

第十一条 国は、沿岸漁業等の生産性の向上及び経営の近代化並びに沿岸漁業等の従事者の生活改善を図るため、都道府県が、沿岸漁業等に関する技術及び知識を普及し又は沿岸漁業等の従事者の生活改善の指導を行なうことを任務とする職員並びにその職員を指導し及び沿岸漁業等に関する専門的事項について調査研究を行なうことを任務とする専門の職員を置く場合に、その設置及び養成につき助言及び助成を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

(中央漁業調整審議会への諮問)

第十二条 農林大臣は、この法律の施行に関する重要事項について、中央漁業調整審議会の意見を聞くことができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
第百十三条第一項中「二十五人」を「三十五人」に改め、同条第三項第二号中「十人」を「二十人」に改める。

理由

沿岸漁業等の現状にかんがみ、沿岸漁業等の発展及びその従事者の地位の向上を図るため、沿岸漁業等に関する国の基本的施策の方向を示すとともに、これに係る重点施策として、沿岸漁業の構造改善、中小漁業の振興、沿岸漁業等に係る調査及び試験研究の事業の充実等についての国の措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案
開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「九年」を「二十一年」に、「五分五厘」を「五分」に改め、同条第五項中「前条第一項第一号の資金を、第一項に規定する償還条件で貸し付ける場合は六年以内、第二項に規定する償還条件で貸し付ける場合は四年以内、同条第一項第二号の資金を貸し付ける場合は

附則

六年以内、同条第一項第三号を「前条第一項第一号又は第二号の資金を貸し付ける場合は六年以内、同項第三号」に改める。
附則第二項及び第三項を削る。

理由

既入植者の営農の振興を図るため、これに貸し付ける資金の利率を引き下げ、償還期間及び据置期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

長谷川委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。津島農林政務次官。

近年におきます国民経済の成長発展に伴いまして、農林漁業の構造改善をはかることがますます強く要請されておりますが、これにこたえるためには、その資金的裏づけとして、農林漁業に対する長期かつ低利な資金の融通を拡充円滑化することが特に重要となっております。このよう農林漁業の体質改善をはかるための資金需要にこたえるべく、政府は従来から農林漁業金融公庫の融資ワクの拡大等に努め、特に昭和三十六年度におきましては農業近代化資金制度を創設して農業

関係施設資金の供給の円滑化をはかつて参つたのであります。

しかしながら、農業及び沿岸漁業の構造改善事業の実施の状況、農林漁業経営の現状等を見ますに、現行の制度金融のうちには、その貸付金利、償還期限、貸付限度額等について条件緩和を要するものがあり、特に農業構造改善事業促進策に基づき事業の実施に必要な経営近代化施設の融資については、各種の事業を総合的に、かつ短期間に実施いたします関係上、民間資金を原資とする農業近代化資金ではなく、長期低利の財政資金によるべきことが要請される等なお大規模な改善の必要が痛感されるのであります。このため、昭和三十八年度から、新たな構想のもとに、農業及び沿岸漁業の構造改善の計画的推進をはかり、農業経営及び林業経営の規模の拡大、改善と農業生産の選択的拡大を特に促進するため、これに必要な長期資金を特別に有利な貸付条件で農林漁業金融公庫から融通することを目的とする農林漁業経営構造改善資金融通制度を創設することとしたのであります。

本制度によって融通されます資金は、農業及び沿岸漁業の構造改善事業の実施に必要な施設資金等の構造改善事業推進資金を初めとし、農業の経営規模拡大のための農地及び未墾地取得資金、農業生産の選択的拡大の方向に即応する果樹園経営改善のための果樹の植栽育成資金、乳牛または肉用牛の飼養規模を拡大して畜産経営の改善をはかるための畜産経営拡大資金、林業につきましては林業経営の改善のための森林の取得、育林に必要な資金、さら

に沿岸漁業経営の近代化をはかるのに必要な沿岸漁船の整備及び沿岸漁業の協業化促進のために必要な資金が含まれておりまして、昭和三十八年度におきましては総額三百億円の融資ワクを確保することとしたしております。これら資金のうちには、従来農業近代化資金制度によって貸し付けられていたものも含まれておりますが、今後は、いずれも農林漁業の構造改善の促進に特に必要なものとして、系統融資機関の資金事情等に左右されない財政資金によりまして、あとう限りの長期かつ低利の条件をもつて融通することとしたのであります。この新制度を実施するため、農林漁業金融公庫の業務の範囲を拡充し、同公庫が貸し付けます農林漁業経営構造改善資金について特別に有利な貸付条件を定めるとともに、同公庫に対する政府からの出資金を増額する等の必要があるもので、本法案を提案した次第であります。

以下、改正のおもな内容について御説明申し上げます。
第一点は、資本金の増額であります。昭和三十八年度におきまして、農林漁業金融公庫は、ただいま申し上げました農林漁業経営構造改善資金三百億円を特に低利に貸し付けることとしておりますが、その他の農林漁業の生産基盤の強化等に必要資金についても農林漁業施策に即応して融通の拡充円滑化をはかることとし、総額では前年度に比較して百六十億円の八十七億円の貸付決定を行なう予定であります。新制度の実施によりまして低利資金の融通とこの貸付ワクの増加に伴いまして、政府は、昭和三十八年度におきまして、一般会計及び産業投資

特別会計から二百二十億円を出資することとしておりますので、現行の資本金に関する規定を改正することとしたのであります。

第二点は、公庫の業務の範囲を拡充することであり、農林漁業経営構造改善資金の融通を行ない、公庫の貸し付け得る資金の範囲を拡大する必要があると、公庫の業務の範囲に関する規定を改正することとしたのであります。

第三点は、農林漁業経営構造改善資金につきまして特別の貸付条件を定めることであり、従来公庫の貸付金の利率、償還期限及び据置期間は、特別な資金を除いては、法律で定められた限度の範囲内で公庫が定めることとされておりましたが、今回この貸付条件に関する規定を改正いたしまして、公庫の貸付金のうち新制度に基づいて

融通される資金を特に他の一般の資金と区分し、これにつきまして一般の資金とは異なる特別の貸付条件を定めることとしたのであります。これを具体的に申しますと、まず、農業構造改善事業推進資金は、従来年六分五厘の農業近代化資金によってまかなわれていた施設資金、家畜購入資金、果樹その他永年性植物の植栽資金について、年三分五厘という画期的な低利率を定めるとともに、その貸付期間も、農業近代化資金では果樹の植栽資金については十五年以内、その他の資金については最長十二年でありましたものを、果樹植栽資金の場合は二十五年以内、その他の資金の場合は二十年以内といたしております。沿岸漁業構造改善事業推進資金につきましては、漁船その他の施設の改良、造成、取得等に必要な資金については、農業の場合と同様、利率を年三分五厘といたしております。この貸付条件によりまして、構造改善事業の計画的推進と関係農漁民の負担の軽減に資することができるものと考えております。

は、従来の公庫資金または農業近代化資金よりも利率を年一分ないし五厘引き下げるとともに、畜産経営拡大資金については、家畜購入資金と施設資金とのセツト融資により、従来農業近代化資金では十二年以内であった貸付期間を十五年以内に延長し、さらに沿岸漁船の整備、沿岸漁業の協業化の促進のための資金につきましても、従来の公庫融資より利率を年一分引き下げることとしたのであります。

次に、農地及び未墾地の取得資金並びに森林の取得資金は、農林業経営の規模の拡大を促進するため、年四分五厘とするにとともに、貸付期間を二十五年以内とし、さらに農業構造改善事業と関連する農地等の取得の場合には、利率を特に年四分とし、この面から農業構造改善事業の円滑な推進をはかることといたしました。

また、農業経営の改善合理化にあわせて農業生産の選択的拡大の促進をはかるため、新制度資金として取り扱うこととしたしました果樹園経営改善資金及び畜産経営拡大資金につきまして

は、貸付限度額の引き上げ、行政庁による指導の強化等により、その効果の発現に万全を期することとしております。すなわち、これと関連いたしまして、公庫の資金融通の円滑化に資するため、公庫が農地等を担保に徴する場合に、その担保評価額を引き上げるとともに、別途農地法に基づき農林省令を改正いたしましたので、その担保権実行の際、公庫がみずから競落人となって担保に徴した農地等を取引し得る道を開くようにし、農地等の担保力の活用をはかつて参りたいと考えております。

以上がこの法律案の提案の理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませうようお願いいたします。

次に、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。農業近代化資金制度は、農家の預貯金を長期低利の農業関係施設資金として還元することをねらいとし、このため農業協同組合系統機関の資金を活用することとして創設されたものであります。農業近代化資金助成法が昭和三十六年十一月に公布施行されまし

てからすでに一年余を経過し、昭和三十六年度におきましては約二百七十三億円が貸し出され、昭和三十七年度におきましても、その利子補給承認額は融資ワク五百億円のほぼ満額に達する見込みであります。この法律に基づく政府の助成によりまして、農業者等の資本整備の高度化、農業経営の近代化をはかるために必要な資金の融通が円滑となり、農業協同組合系統融資機関に蓄積されていた農家資金の農業への還元が促進されて参りまして、おおむね所期の成果を達成しつつあるものと考えております。

しかしながら、農家の預貯金の状況を見ますに、地方銀行等の一般の金融機関にも相当な額の預金が預け入れられておりました。一般金融機関と取引をして農家も少なくないと考えられるのであります。従いまして、農家資金の農業への還元という制度本来の趣旨からいたしまして、また近年ますます旺盛になって参っている農家の資金需要を充足させますために、このような地方銀行等の保有しております農家資金を農業に還元し、また、農協系統融資機関から資金を借りがたい農業者等に農業近代化資金を借り入れる道を開く必要があると、この際、政府の助成にかかる農業近代化資金の融資機関の範囲を拡大し、銀行その他の金融機関として加えることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませうようお願いいたします。

次に、ただいま上程せられました漁港法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。漁港法は、御承知の通り、水産業の基礎である漁港に関する基本的法律といたしまして、昭和二十五年に制定、公布を見ましたが、それ以来本法の規定により漁港の維持管理の適正化をはかることともに、漁港整備計画については、第十回及び第二十二回の両国会の御承認を得て、これに従い、漁港修築事業の施行を推進し、着々漁港整備の実をあげ、わが国水産業の発展に寄与しているものであります。

しかしながら、最近におけるわが国水産業の発展と漁船の大型化、漁業情勢その他経済事情の著しい変化に伴い、現行の漁港整備計画を実行し得るよう改める必要が生じてきておるのであります。このために今次国会の御承認を得て漁港整備計画を変更することといたしておりますが、その変更整備計画におきましては、緊急に整備を要する重要な漁港につきまして重点的に整備をはかることといたしておるのであります。そのうち特定第三種漁港につきましては、今後事業の規模も大きくなり、地元地方公共団体の負担も増大して参りますので、この法律に基づき国の負担割合を引き上げる措置を講ずる必要が出て参ったのであります。このほか、本法の施行後における漁港審議会の運営の実情にかんがみ、その組織についての規定を整理することが一そうその運営の実情に即するゆえんと存じまして、この際漁港法の一部を改正することとし、本法律案を提案いたしました次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませうようお願いいたします。

以下、この法律案の内容について御説明申し上げます。

まずその第一は、漁港審議会の組織についての改正規定であります。従来漁港審議会の委員九人のうち、一人は水産庁長官をもって充てることとされておりましたが、本法施行後十二年間における運営の実態は、行政機関の長としての水産庁長官が委員として本審議会において意見を述べ、意思決定に参加するようにしておく必要はなく、また、委員として審議に参加するよりも行政機関の長として審議に臨む方がより適切と考えられるに至りましたので、この規定を削除するとともに、関係条項を整理することとしたしました。

第二は、国庫負担率の引き上げに関する改正規定であります。国以外の者が特定第三種漁港について漁港修築事業を施行する場合における基本施設の修築に要する費用についての国の負担割合は、従来百分の五十であったものを、百分の六十に改めるといたしました。

以上がこの法律案を提案する理由とその内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、沿岸漁業等振興法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

わが国の漁業は、その漁獲高において世界最大であり、動物蛋白質食糧の重要な補給源として、国民経済上重要な役割を果たして参りましたが、その生産の態様は多様であり、大きく分けると、大規模漁業、中小漁業及び零細な沿岸漁業の三つの類型になると考

えられるのであります。このうち、漁業経営体の九割以上を占めている沿岸漁業は、一部の養殖業を除き、他産業と比較してその生産性及び従事者の生活水準がかなり低い状態にあり、また、漁業生産の中核をなしている中小漁業は、漁業種類、経営規模等により種々格差がございますが、不安定なものが多い現状であります。ことに最近における国民経済の成長発展に伴い、このような沿岸漁業等の傾向は、いよいよ顕著となつてきているのであります。

また一方、国民経済の成長発展は、わが国の就業構造に著しい変化をもたらし、漁業の就業人口も減少しており、能率的な漁法、漁具の導入等によつて生産性の高い漁業を育成していく契機が生じてきておるのであります。

このような沿岸漁業等及びこれを取り巻く条件の変化等を背景といたしまして、沿岸漁業等の従事者の自由な意思と創意工夫を尊重しつつ、沿岸漁業等の近代化と合理化をはかるとともに、あわせて沿岸漁業等の従事者が他産業従事者と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、沿岸漁業等に関する国の基本的施策の方向を示し、その重点的施策を明らかにすることが緊要とされるに至つたわけでありました。政府といたしましては、これらの事情を勘案検討いたしまして、沿岸漁業等振興法案を第四十国会に提出いたしました。この法律案は前国会において審議未了となりまして、今回これと同一の内容のこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の内容について概略御説明申し上げます。

第一点といたしまして、この法律は、さきに述べました通り、沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進、その他沿岸漁業等の近代化と合理化に関し必要な施策を講ずることにより、その発展を促進し、あわせて沿岸漁業等の従事者が他産業の従事者と均衡する生活を営むことを期することとができることを旨として、従事者の地位の向上をはかることを目的としているのであります。そしてこの目的を達成するための国の基本的施策の方向といたしまして、(1)水産資源の維持増大、(2)生産性の向上、(3)経営の近代化、(4)水産物の流通の合理化、加工及び需要の増進並びに価格の安定、(5)災害による損失の合理的補てん等による経営の安定、(6)近代的な沿岸漁業等の従事者としてふさわしい者の養成及び確保、(7)沿岸漁業等の従事者及びその家族の転職並びに沿岸漁業等の経営にかかるとる家計の安定、(8)漁村の環境の整備等による沿岸漁業等の従事者の福祉の増進の八項目を明らかにし、国は、その政策全般にわたり、これらの事項に関し、必要な施策を総合的に講じなければならぬこととするものと、これらの施策が画一的でなく、地域的に自然的、経済的、社会的諸条件を十分考慮して行なわれるべき旨を定めたのであります。

さらに、このような国の基本的施策を実施するため政府は財政上の措置等を講じなければならぬこととするほか、これを受ける沿岸漁業従事者等の自主的努力を助長する旨の規定、沿岸漁業等について政府が講じた施策に

関する年次報告等についての規定等を定めていたのであります。

次に、第二点といたしまして、これらの基本的施策にかかるとる重点的な国の具体的施策といたしまして、以下の四つの施策を明らかにしております。

第一は、沿岸漁業についての構造改善事業であります。この事業は、沿岸漁業の構造改善をはかるため、生産、流通等広範にわたる事業を考へておりますが、沿岸漁業は、その規模が零細であり、従つてまた生産性も生活水準も低い現状にかんがみ、特に国は、都道府県が沿岸漁業の構造改善事業に関する総合的な計画を立て、これに基づいて構造改善事業が実施される場合に助言及び助成等の強力な援助を行なう等沿岸漁業の構造改善事業が総合的、かつ効率的に行なわれるより必要な措置を講ずることとしております。

第二は、中小漁業の振興のための措置であります。中小漁業の不安定要因といたしましては、水産資源の利用の問題、漁船及び漁具、漁撈装置の問題等種々考えられるところであり、国がその業種に特有の改善すべき基本的事項を定めて公表するとともに、その改善を行なう中小漁業等に助言、指導、資金の融通のあつせんを行なう等中小漁業の振興に必要なる措置を講ずることとしております。

第三は、沿岸漁業等を対象とする試験研究機関の行なう調査及び試験研究の充実等に関する措置であります。沿岸漁業の構造改善事業及び中小漁業の振興のための施策の実施にあつては、もろろんのこと、およそ沿岸漁業等の発展をはかるためには、その前提

といたしまして十分な水産資源の調査及び試験研究が必要であります。

そこで、国の試験研究機関の行なう沿岸漁業等に関する調査及び試験研究の事業の充実をはかるとともに、他の試験研究機関と協力して効率的に実施する等の必要な措置を講ずることとしております。

第四は、沿岸漁業等の改良普及の事業に関する措置であります。現在都道府県には、沿岸漁業等の技術及び知識の普及または従事者の生活改善の指導を行なう改良普及員とこの改良普及員を指導し専門的事項に関する調査研究を行なう専門技術員が置かれておりますが、国は、これらの都道府県の職員の設置及び養成につき助言及び助成を行なう等必要な措置を講ずるものとしております。

最後に、この法律の施行に関する重要事項につきましては、中央漁業調整審議会の意見を聞くことといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、ただいま提案になりました開拓者資金融通法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

戦後緊急開拓に始まつた開拓事業はすでに十七年を経過し、現在全国で約十五万戸の開拓農家が農業に従事しております。政府は、これら開拓農家の営農を早期に安定させるため、従来から建設工事、営農施設の整備を促進する等各般の施策を講じて参り、特に開拓者に対する助成措置の最も重要な一

環である融資の面におきましては、各種農業用施設、住宅、共同利用施設等開拓者の営農の基盤となる諸施設の取得または設置に要する資金につき、開拓者資金融通特別会計から長期低利の融資を行なってきたのであります。

さらに、昭和三十三年に開拓者営農振興臨時措置法が制定されました。これは、開拓者資金の融通の面におきまして既入植者の営農の振興に重点を置き、同法の要振興農家に対しては、年利五分五厘、償還期間十五年、据置期間六年以内のいわゆる振興対策資金を融通し、その営農振興上相当の効果をもたらすことができたと考えられます。

しかしこの反面、自立の精神と相当の経営的能力を有しながら立地条件の劣悪、資本装備の不足等開拓者自身の責に帰したい事由により、今なお営農の確立していない開拓農家も少なからず見られるのが現状でありまして、政府は、開拓者営農振興審議会の答申に基づき、これらの開拓農家が自発的に営農の振興をはからんとする場合に、少なくとも近傍における在来の中庸專業農家の水準にまで到達させることを目途とし、新たな観点に立って、昭和三十一年度から新しい営農振興計画を樹立して参りたいと考えております。

このような見地から、既入植者に貸し付ける資金の償還条件の緩和をはかる等の必要があると考へ、本法案を提出した次第であります。

次に、法案の改正点について御説明いたします。

資金の利率を五厘引き下げて五分といたすこととあります。

第二は、従来既入植者のうち、開拓者営農振興臨時措置法の要振興農家以外の者はいわゆる振興対策資金を借りることができず、また開拓者資金を利用できる場合であっても償還期間五年、据置期間四年以内という短期の資金しか利用できないという不利な立場に置かれていたわけでありましたが、この際、広く既入植者全体の中から償還期間及び据置期間の長期の資金の貸付対象者を選定し得る道を開いたこととあります。

これは開拓者営農振興臨時措置法に基づく振興対策を実施して以来既入植者の間に相当の格差が生じており、また、同法施行時におきまして不振開拓者がすべて要振興農家となる機会を有したわけでもなく、現在では長期資金を貸し付けるべき対象者を要振興農家に限定することが妥当とは言いがたい事情になつてゐることによるものであります。

以上が開拓者資金融通法の一部を改正する法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○長谷川委員長 本日はこの程度にとどめます。
次会は明六日午前十時から開会することとし、これにて散会いたします。
午前十一時六分散会